

# そぞくネット通信

7月号 VOL.20  
小倉税務会計事務所

TEL 0547-34-0062

『ペパーミント』はハンカチやコットンなどに1滴垂らした香りを嗅ぐだけで「涼しくなった！」と感じます。実際には体感温度が下がっていないでも、脳がそのように勘違いするそうです。暑い日には脳をうまく騙せば快適に過ごすことができますね。また、外出先から戻ったときには氷水に『ペパーミント』を2~3滴入れ、その中にタオルを浸し、軽く絞ってから首の後ろなどに当てます。するとサッと汗がひいてサッパリしますよ。

## 森のくま田さん

画:M.ムツミ



## 知っとこ！「税務のマメ知識」

～ 自宅の相続はどうしたらいいの？ ～

相続財産のほとんどが自宅である場合、相続税がかからない等の理由から安易に遺産分割協議を考えてしまう方がいます。もし、相続税がかかるのであれば、財産の評価額や相続税の負担を考慮して相続人間で多くの話し合いをするでしょう。遺産分割を簡単に考えてしまうと、後々困ったことになる可能性があります。

それでは、何を注意したらいいのでしょうか？それは、**自宅を誰がどのように相続するか**ということです。相続財産が自宅である場合、現金のように実際に均等に分けて持つことはできません。そこで、実家を残したいという思いや法定相続分で平等に分けようということから、自宅を共有にするという事を考えます。仲の良い兄弟ほど共有にする可能性があると思います。もちろんこの時点では、兄弟で仲良く分けることができ問題はありません。固定資産税等の維持費も、兄弟で話し合えば問題ないことかもしれません。しかし、将来、兄弟のうち誰かが亡くなった場合はどうでしょうか？自宅の持分は亡くなった方の配偶者や子のものとなります。まず、この相続人たちは、実家に愛着があるでしょうか。また、実際に住んでいない場合、固定資産税等の負担はどうなるでしょうか？もしかしたら、持分を買い取ってほしいと言うかもしれません・・・仮に、これらの問題がないとしても、共有者が増えることは好ましくありません。例えば、自宅を売却等する場合には、共有者全員の同意が必要になります。もし遠くに住んでいた場合には、本当に大変な手間がかかってしまいます。また、リフォーム工事を行う場合、贈与の問題が生じる可能性もあります。

相続財産が自宅等、分割しにくい不動産である場合には、生前にしっかりと相続させるべき人を決めておく必要があります。仲の良い兄弟が相続をきっかけにして、もめてしまうのは悲しいことです。生前の話し合いや、遺言書の利用等によって相続人の負担と問題を減らすことが、本当に大切になります。